

育児両立支援に係る諸制度一覧

職員編

	妊娠	6週間前	出産	2週間後	8週間後	1年後	3年後	小学就学前	中学就学前	
女性職員			産前休暇	※多胎妊娠：14週間前						
			産後休暇							
			保育時間(1日2回それぞれ30分以内)							
			子の看護等休暇(1人5日、2人10日、3人以上15日)							
					育児休業(2回)					
					育児短時間勤務					
					育児時間(1日2時間以内)					
			休息及び補食(職専免)							
			通勤緩和(職専免)							
			深夜勤務の制限							
			時間外勤務の制限							
				子の養育の場合、深夜勤務の制限(業務に支障がある場合は除く。)						
				子の養育の場合、時間外勤務の制限(一定時間、業務に支障がある場合は除く。)						
				早出遅出勤務(業務に支障がある場合は除く。)						
				フレックスタイム制勤務、裁量労働制勤務(研究開発職員)						
				在宅勤務(条件あり)						
男性職員			出産休暇(3日間)							
			子の養育休暇(5日間)							
			保育時間(1日2回それぞれ30分以内)			※配偶者と調整				
			子の看護等休暇(1人5日、2人10日、3人15日)							
			出生時育児休業(2回)		育児休業(2回)					
			育児短時間勤務							
			育児時間(1日2時間以内)							
				子の養育の場合、深夜勤務の制限(業務に支障がある場合は除く。)						
				子の養育の場合、時間外勤務の制限(一定時間、業務に支障がある場合は除く。)						
				早出遅出勤務(業務に支障がある場合は除く。)						
				フレックスタイム制勤務、裁量労働制勤務(研究開発職員)						
				在宅勤務(条件あり)						